

各 位

会 社 名 株式会社ネクストジェン
代表者名 代表取締役社長 大西 新二
(JASDAQ・コード3842)
問合せ先 取締役管理本部長 天田 貴之
(TEL. 03-5793-3230)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 14 回定時株主総会に、下記の通り定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるために、現行定款第 2 条（目的）に追加を行い、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 当社は、業務拡大に伴い人員増、本社機能の強化および業務の効率化を図るため、平成 26 年 10 月に本社機能を東京都千代田区から東京都港区白金一丁目 27 番 6 号に移転いたしました。これに合わせて、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項（取締役の責任免除）及び第 39 条第 2 項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 29 条第 2 項（取締役の責任免除）の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 23 日

以 上

定款新旧対比表

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信事業 2. 通信技術に関するコンサルティング業務 3. 通信ネットワークシステム及びアプリケーションに関する企画、開発、保守、賃貸、販売及び輸出入 4. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び輸出入 5. 通信機器の輸出入、販売、レンタル、リース業務 6. 前3号に関するコンサルティング業務 7. 労働者派遣事業 (新設) <u>8. 前各号に付帯する一切の業務</u> <p>第3条（本店の所在地）</p> <p>当社は、本店を 東京都<u>千代田区</u> に置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第29条（取締役の責任免除） (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第39条（監査役の責任免除） (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> 	<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信事業 2. 通信技術に関するコンサルティング業務 3. 通信ネットワークシステム及びアプリケーションに関する企画、開発、保守、賃貸、販売及び輸出入 4. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び輸出入 5. 通信機器の輸出入、販売、レンタル、リース業務 6. 前3号に関するコンサルティング業務 7. 労働者派遣事業 <u>8. 電気通信工事業</u> <u>9. 前各号に付帯する一切の業務</u> <p>第3条（本店の所在地）</p> <p>当社は、本店を 東京都<u>港区</u> に置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第29条（取締役の責任免除） (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 当社は、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第39条（監査役の責任免除） (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。